

別表第1（第3条・第5条・第8条関係）
用具の種目及び当該用具の給付等の対象者

種別	種目	対象者の要件	性能及び内容	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	浴槽 (湯沸器含む)	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの	浴槽は実用水量150リットル以上のもの。湯沸器は水温25℃上昇させたとき毎分10リットル以上給湯でき、安全性について配慮され、浴槽の性能に応じたもの	浴槽湯沸器 同時給付 141,200 浴槽 58,300 湯沸器 104,900	8年
	入浴担架	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの（入浴に当たって、家族等他人の介助を要するものに限る。）	障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	和式 133,900 洋式 82,400	5年 ただし、障害児は3年
	特殊マット	① 原則として3歳以上の知的障害者（児）であって、障害の程度が最重度又は重度のもの ② 原則として3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの ③ 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級のもの（常時介護を要する者に限る。） ④ 難病患者等であって、寝たきりの状態にあるもの	じょくそう防止又は失禁による汚染若しくは損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等を加工したもの	94,276	5年
	特殊寝台	① 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの ② 難病患者等であって、寝たきりの状態にあるもの	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	162,800	8年
	体位変換器	① 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの（下着交換等に当たって、家族等他人の介護を必要とする者に限る。） ② 難病患者等であって、寝たきりの状態にあるもの	介護者が、障害者（児）、難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000	5年
	特殊尿器	① 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級のもの（常時介護を要する者に限る。） ② 難病患者等であって、自力で排尿できないもの	尿が自動的に吸引されるもので障害者（児）、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	154,500	5年

種別	種目	対象者の要件	性能及び内容	基準額	耐用年数
	介護者用バギー	原則として学齢児以上の知的障害者（児）であって、移動等において介助を必要とするもの	原則として介助者が押して駆動するもの	60,750	6年
	移動用リフト	① 原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの ② 難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障害のあるもの	介護者が、障害者（児）、難病患者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの（天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。）	257,500	4年
	訓練いす	原則として3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	33,100	5年
	訓練用ベッド	難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障害のあるもの	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	① 原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、下肢又は体幹機能障害者（児）で、入浴に介助を必要とするもの ② 難病患者等であって、入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者（児）、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	8年
	便器	① 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの ② 難病患者等であって、常時介護を要するもの	手すりのついた腰かけ式のもので、障害者（児）、難病患者等が容易に使用し得るもの（取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	16,500	8年
	特殊便器	① 原則として学齢児以上の知的障害者（児）であって、障害の程度が最重度又は重度の自ら排便の処理が困難なもの ② 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、上肢障害の程度が1級又は2級のもの ③ 難病患者等であって、上肢機能に障害のあるもの	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障害者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの（取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	151,200	8年
	頭部保護帽	① 知的障害者（児）であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの ② 身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、平行機能又は下肢若しくは体幹の機能障害等による転倒の危険性が高いもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	既製品 12,160 注文製作品 36,750	3年

種別	種目	対象者の要件	性能及び内容	基準額	耐用年数
	歩行支援用具	① 原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有するもので、家庭内の移動等において介助を必要とするもの ② 難病患者等であって、下肢が不自由なもの	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）	60,000	8年
	歩行補助つえ	下肢又は体幹機能障害者	木材又は軽金属を主体とする十分な強度を有するもの（一本つえに限る。）	4,410	1年
	三輪自転車	脳原性運動機能障害により、身体障害者手帳の交付を受けた者であって、その障害の程度が3級以上のもの（障害が重く使用困難と認められるものは除く。）	身体に障害があるものが利用できるように製造された身体障害者用三輪自転車	162,740	—
	自動消火装置	火災発生の感知及び避難が著しく困難な次のいずれかに該当する者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者 ① 身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、その障害の程度が1級又は2級のもの ② 知的障害者（児）で、障害の程度が最重度又は重度のもの ③ 難病患者等	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	28,700	8年
	火災警報器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な次のいずれかに該当する者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者 ① 身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、その障害の程度が1級又は2級のもの ② 知的障害者（児）であって、障害の程度が最重度又は重度のもの	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500 (2個まで 給付可能)	8年
	ガス安全システム	① 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、喉頭摘出等により臭覚機能を喪失したもの（喉頭摘出等により臭覚機能を喪失した者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの限る。） ② 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級のもの（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの限る。）	警報器からの遮断信号、ガスの異常使用及び地震時等にガスを自動的に遮断できるもの	42,200	8年

種別	種目	対象者の要件	性能及び内容	基準額	耐用年数
	電磁調理器	① 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、視覚障害の程度が1級又は2級のもの ② 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、上肢障害の程度が1級又は2級のもの ③ 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級のもの (①、②及び③のいずれも、障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するものに限る。) ④ 18歳以上の知的障害者で、障害の程度が最重度又は重度のもの	障害者が容易に使用し得るもの	41,000	6年
	携帯用信号装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、聴覚又は音声、言語機能障害の程度が3級以上のもの	送信機による合図が、視覚、触覚等により知覚できるもの	20,200	6年
	屋内信号装置	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、聴覚障害の程度が2級のもの(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に属するものに限る。)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400	10年
在宅療養等支援用具	体重計	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、視覚障害の程度が1級又は2級のもの(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するものに限る。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	18,000	5年
	音声式体温計	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、視覚障害の程度が1級又は2級のもの(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するものに限る。)	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	9,000	5年
	空気清浄器	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、呼吸器機能障害の程度が3級以上のもの	障害者が容易に使用し得るもの	33,800	6年
	透析液加温器	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、人工透析を必要とするもの(自己連続携帯式腹膜灌流法による透析療法を行う者に限る。)	自己連続式腹膜灌流療法による人工透析に使用する加温器で、一定温度に保つもの	72,100	5年
	ルームクーラー	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、頸髄損傷等により体温調節機能を喪失したもの(医師により、体温調節機能を喪失したものと認められた者に限る。)	障害者が容易に使用し得るもの	172,100	6年

種別	種目	対象者の要件	性能及び内容	基準額	耐用年数
	動脈血中酸素飽和測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器を使用し、次のいずれかに該当するもの ① 呼吸器機能障害の程度が3級以上であるもの又は同程度の身体障害者（児）で必要と認められるもの ② 難病患者等又は医療的ケア児等であって、呼吸器機能に障害のあるもの	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者（児）、難病患者等、医療的ケア児等又は介護者が容易に使用し得るもの	157,500	5年
	電気式たん吸引器	① 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、呼吸器機能障害の程度が3級以上であるもの又は同程度の身体障害者（児）で必要と認められるもの ② 難病患者等又は医療的ケア児等であって、呼吸器機能に障害のあるもの	障害者（児）、難病患者等、医療的ケア児等又は介護者が容易に使用し得るもの	56,400	5年
	ネブライザー（吸入器）	① 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、呼吸器機能障害の程度が3級以上であるもの又は同程度の身体障害者（児）で必要と認められるもの ② 難病患者等又は医療的ケア児等であって、呼吸器機能に障害のあるもの	障害者（児）、難病患者等、医療的ケア児等又は介護者が容易に使用し得るもの	36,000	5年
	酸素吸入装置	原則として18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、呼吸器機能障害の程度が原則として3級以上のもの（医療保険その他の制度による在宅酸素療法に該当しない者であって、医師により酸素吸入装置の使用を認められたものに限る。）	酸素ボンベ、スタンド及び吸入マスクを一体とするもの	46,400	10年
	酸素ボンベ運搬車	原則として18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、呼吸器機能障害の程度が原則として3級以上のもの（医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けている者及び本制度による酸素吸入装置の給付を受けた者に限る。）	障害者が容易に使用し得るもの	17,000	10年

種別	種目	対象者の要件	性能及び内容	基準額	耐用年数
	正弦波インバーター発電機	人工呼吸器を使用し、災害時個別支援計画を策定している者（児）であって、次のいずれかに該当するもの ① 呼吸器機能障害の程度が3級以上であるもの又は同程度の身体障害者（児）で必要と認められるもの ② 難病患者等又は医療的ケア児等で呼吸器機能に障害のあるもの （ただし、東京都在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業の対象者は除く。）	障害者（児）、難病患者等、医療的ケア児等又は介護者が容易に使用し得るもので、ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が850W以上のもの	212,000	6年
	ポータブル電源（蓄電池）	人工呼吸器を使用し、災害時個別支援計画を策定している者（児）であって、次のいずれかに該当するもの ① 呼吸器機能障害の程度が3級以上であるもの又は同程度の身体障害者（児）で必要と認められるもの ② 難病患者等又は医療的ケア児等で呼吸器機能に障害のあるもの （ただし、東京都在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業の対象者は除く。）	障害者（児）、難病患者等、医療的ケア児等又は介護者が容易に使用し得るもので、運搬可能な蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもの	104,000	6年
	DC/ACインバーター（カーインバーター）	人工呼吸器を使用し、災害時個別支援計画を策定している者（児）であって、次のいずれかに該当するもの ① 呼吸器機能障害の程度が3級以上であるもの又は同程度の身体障害者（児）で必要と認められるもの ② 難病患者等又は医療的ケア児等で呼吸器機能に障害のあるもの	障害者（児）、難病患者等、医療的ケア児等又は介護者が容易に使用し得るもので、自動車用バッテリー等の直流電源（DC）を正弦波交流電源（AC）に変換する装置で、定格出力が300W以上のもの	40,000	6年
情報・意思疎通支援用具	人工喉頭	喉頭摘出者	[笛式] 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	5,250	4年
			[電動式] 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	73,605	5年
	人工鼻	喉頭摘出者であって、常時埋込型の人工喉頭を使用するもの	常時埋込型の人工喉頭を使用して発声するために必要な消耗品一式	1月当たり 23,760	—

種別	種目	対象者の要件	性能及び内容	基準額	耐用年数
	携帯用会話補助装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、音声機能若しくは言語機能障害者（児）又は肢体不自由者（児）で音声言語の著しい障害を有するもの	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者（児）が容易に使用し得るもの	285,000	5年
	視覚障害者用拡大読書器	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに写し出せるもの	198,000	8年
	ポータブルレコーダー	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの（既にテープレコーダーの給付を受け、給付日より2年に満たない者は、原則として対象外とする。）	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	85,000	6年
	時計	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、視覚障害の程度が1級又は2級のもの	視覚障害者が容易に使用し得るもの	13,300	10年
	音響案内装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、視覚障害の程度が1級又は2級のもの（2級の者は、送信機のみに限る。）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。送信機は、「歩行時間延長信号機用小型送信機」のこと。	1級 51,000 2級 7,000	10年
	点字図書	原則として学齢児以上の視覚障害者（児）であって、主に情報の入手を点字によっているもの	月刊、週刊等で発行される雑誌を除く点字図書とする。	一般図書の購入相当額を除く。	—
	点字器	視覚障害者	[標準型] 32マス18行、両面書プラスチック製	A 10,920 B 6,940	7年
[携帯用] 32マス4行、片面書プラスチック製			A 7,560 B 1,732	5年	
	点字タイプライター	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、視覚障害の程度が1級又は2級のもの（本人が就労し、若しくは就学し、又は就労が見込まれている者に限る。）	視覚障害者（児）が容易に操作できるもの	63,100	5年
	点字ディスプレイ	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、視覚障害の程度が1級又は2級のもの	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの	383,500	6年

種別	種目	対象者の要件	性能及び内容	基準額	耐用年数
	活字文書 読上げ装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、視覚障害の程度が1級又は2級のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	通常の写真文書を読み取るもの 198,000 SPコード等、文字情報を暗号化した情報を読み取るもの 99,800	6年
	聴覚障害者用 通信装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、聴覚又は音声、言語機能に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり障害者が容易に使用し得るもの	71,000	5年
	フラッシュ ベル	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、聴覚又は音声、言語機能障害の程度が3級以上のもの	障害者（児）が容易に使用し得るもの	12,400	10年
	情報受信装置	聴覚障害者（児）で、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	88,900	6年
	会議用拡聴器	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、聴覚障害の程度が4級以上のもの	障害者（児）が容易に使用し得るもの	38,200	6年
	情報通信支援 用具	① 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、上肢機能障害の程度が1級又は2級のもので、特殊な入力支援用具を必要とするもの ② 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、視覚障害の程度が1級又は2級のもの	障害者（児）が容易に使用できるもの	100,000	6年

種別	種目	対象者の要件	性能及び内容	基準額	耐用年数
	音声 IC タグレコーダー	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、視覚障害の程度が1級又は2級のもの（視覚障害の者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	専用の読み取り装置で読み取ることによりICタグに録音された情報を音声で知らせるもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	20,390	6年
	福祉電話	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた難聴者又は外出困難な者（原則として2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、前年分の所得税が非課税の世帯に限る。）	障害者が容易に使用し得るもの	(貸与)	—
排泄管理支援用具	ストーマ用装具	① 直腸又はぼうこうの機能に障害を有する者であって、ストーマを造設しているもの ② 身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、二分脊椎等の神経系の障害により、排尿又は排便の際に紙おむつ等の用具類を必要とするもの	① 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋及び造設口の衛生処理に要する装具 ② 紙おむつ及び衛生処理に要する装具	消化器系 1月当たり 8,858 尿路系 1月当たり 11,639 紙おむつ 1月当たり 12,000	—
	収尿器	高度の排尿機能障害者	[男子用] 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。 ラテックス製又はゴム製 A普通型 B簡易型 [女子用] A普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの B簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付き	A 8,085 B 5,985 A 8,925 B 6,195	1年 1年
小規模住宅改修	居宅生活動作補助用具	① 学齢児以上65歳未満で、下肢又は体幹に係る障害の程度が3級以上の者及び補装具として車いすの交付を受けた内部障害者（特殊便器への取替えにあつては、上肢障害2級以上の者） ② 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のあるもの	障害者（児）、難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000	—